

# 平成 26 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

平成 26 年 9 月 10 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 13 時 06 分

### 議事日程

開会 平成26年 9 月10日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26  
年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回))

日程第 5 議案第 2 号 美咲第 4 分譲宅造成事業の施行に伴う字の区域の変  
更について

日程第 6 議案第 3 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第 7 同意第 1 号 阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 8 議案第 4 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別  
会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第  
2 回)
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第  
2 回)
- 日程第 12 議案第 8 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予  
算(第 1 回)
- 日程第 13 議案第 9 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予  
算(第 1 回)
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程第 15 発議第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求  
める意見書について
- 日程第 16 委員会付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

**欠席議員**                   なし

**代表監査委員**           永   柴   義   廣

**説明のため出席したもの**

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

**欠席参与**                      **なし**

**事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

## 開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成 26 年第 3 回阿武町議会定例会の招集にあたり応招、ご出席を賜りありがとうございます。

さて、近年日本列島各地域を襲う超異常気象に伴う災害は、これまで経験したことのないと言われており、特に先月 19 日、広島市北部の大規模土砂災害については、昨年 7 月 28 日、福賀、宇田郷地区を襲った豪雨災害の恐怖が思い出され、他人事ではないと改めて自然の脅威を強く感じております。広島市の土砂災害では多くの方々が亡くなられ、また被災されました。関係者の皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。特に、全国各地で発生している局所災害には、国民の誰もが、自分たちの周りに、いつ何が起こるか予測できない大きな不安と恐怖を持つと同時に、改めて自分の生命、財産や地域を守るためにも、これまで以上に行政、議会、住民の強い連携と情報の共有を図らなければならないと、改めて意を強くしているところであります。

また、先般 26 日、日本海側の大規模地震に関する調査検討会による津波の高さに係る推計が初めて公表され、阿武町においては、2.3メートルの津波が押し寄せてくるおそれがあるとされ、今回の一般質問においても、当町の取り組みについて質問がなされ、関心が持たれるところであります。これらをふまえ、当町の安全安心なまちづくりのためにも、災害時において交通網の整備促進の重要性を改めて認識し、山陰自動車道、特に国道 191 号線、木与田部間の整備

促進、県道益田阿武線の全線改修に向け、これまで以上に執行部、議会、住民が一丸となって早期実現に取り組まなければならないと思っております。

さて、西アフリカ諸国で猛威をふるっているエボラ出血熱、また国内で発生しているデング熱等においても、その感染経路がはっきりしない病気が発生し、我々の生命を脅かす大変不安要因が増幅しつつあるように思われます。

安倍内閣は第二次政権発足後初の内閣改造と自民党役員人事を実施し、安倍首相は政権最大の課題として、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げると公約され、我々地方においても、アベノミクス効果が実現できることを期待するとともに、頼るだけではなく我々地方においても、今できることを着実に実行することが大切であると思えます。

今年は、当町の基幹産業であります、先ず一次産業の特に農業の水稻においては収穫が始まっておりますが、今年はこれまでに例のない、60キログラム当たり仮渡し金が1万円を割るといった米価の下落、また併せて8月の日照不足に加え、長雨による減収には、農家の皆さんは大きな不安を募らしておられ、被害が大きくないことを祈念しているところであります。

さて、今期定例会に付議されますところの議案は、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成26年度阿武町一般会計補正予算（第2回））を始めとする議案10件、同意1件、発議1件、全員協議会における報告3件となっております。また、3人の方から一般質問の通告がなされております。この定例会は、前年度各会計歳入歳出決算の認定があります。議員の皆様の厳正公平な判断と、慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが開会のあいさつといたします。

ただ今の出席議員は、8人全員です。定足数に達していますので、これより、平成26年第3回阿武町議会定例会を開会します。

なお、永柴代表監査委員には、決算議会でありますので、今期会期を通じて

出席のお願いをしております。よろしくお願ひいたします。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、質疑、委員会付託、議案 1 件と同意案件につきましては、議案説明、質疑、討論、採決です。また、本会議終了後に現地踏査が行われます。

### 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 6 月 19 日開催の平成 26 年第 2 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

6 月 21 日、東京ふるさと阿武町会の創立大会が東京都港区のシーサイドホテル芝弥生で開催され、本職が出席しました。

6 月 23 日、平成 26 年度萩阿武地区沿岸警備協力会通常総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

また同日、平成 26 年度山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

6 月 28 日、J A あぶらんど萩第 8 年度通常総代会が町民センター文化ホールで開催され、本職が出席しました。

7 月 2 日から 4 日にかけて、山口県町議会議長会の研修視察が三重県の明和町及び京都府の久御山町ほかで開催され、本職が出席しました。

7 月 3 日、山陰自動車道の早期整備に関する要望活動が防府市の国土交通省山口河川国道事務所及び広島市の国土交通省中国地方整備局で行われ、副議長が出席しました。

7 月 11 日、山口県町議会議長会 7 月定例会が和木町ほかで開催され、本職が出席しました。

7 月 22 日、平成 26 年度山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会総会が萩市の萩農協会館で開催され、本職が出席しました。

また同日、平成 26 年度萩小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が同じく萩農協会館で開催され、本職が出席しました。

7 月 23 日、第 35 回おやじソフトボール大会の開会式が町民グラウンドで開催され、本職が出席いたしました。

7 月 26 日、2014 国民平和大行進の出発式が役場本庁前で開催され、本職が出席しました。

7 月 27 日、第 21 回なご夏まつり日本海イカダ大会の開会式が道の駅阿武町海浜で開催され、本職が出席いたしました。

7 月 28 日、地域見守りネットワーク協定締結式及び記念講演が町民センター文化ホールで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

8 月 6 日、萩市議会主要道路整備促進特別委員会の委員長、副委員長の表敬訪問を受けました。

8 月 11 日、阿武町外国語指導助手歓迎レセプションが町民センター研修室で開催され、本職が出席しました。

8 月 21 日、第 47 回職域ソフトボール大会開会式が、町民グラウンドで開催され、本職が出席しました。

8 月 26 日、第 21 回阿武萩和牛共進会が萩市むつみ肉用牛集出荷施設で開催され、本職が出席しました。

8 月 27 日、平成 26 年度山陰自動車道（益田～萩間）の整備促進及び萩小郡間地域高規格道路整備促進に関する東京要望会が国土交通省ほかで開催され、小田副議長が出席しました。

8 月 28 日、平成 26 年度町議会実務研修会が田布施町の田布施町商工会館で開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりであります。

9 月 2 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

9 月 3 日から 5 日にかけて、各地区において敬老の日大会が開催され、議員各位、長寿に対する祝意を述べられたことは、ご高承のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここでは今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成26年第3回阿武町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多繁の中、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

ここにきて、ようやく爽やかな秋らしい天候となりましたが、今年の夏、特に8月は長雨等大変な天候不順に見舞われ、日照時間が平年の半分、所によれば3分の1とも言われており、水稻への悪影響が大変懸念されているところではありますが、今後順調な天候のもとで少しでも回復することを願っているところでございます。また、先月は全国各地で大雨による土砂災害が発生をしたところではありますが、特に8月6日の岩国市、そして和木町、また19日20日の広島市におきましては大雨や土砂崩れ、あるいは土石流により多数の死者を出す大災害となったところでございます。中でも、広島市の土砂災害は70人を超える方の人命が失われ、懸命の捜索活動にも関わらず、いまだに行方のわからない方がおられる状況でございます。現地の状況はテレビでしか見ることはできませんが、広島市のベッドタウンとして、市の北部地域で山裾や山の斜面を造成し、開発が進められた所ではありますが、土砂災害の危険がある区域として県

が指定する土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにも未指定のようでありまして、住民の方がどこまでその危険性を認識し、また行政としてそれを周知する責務が果たされていたのか、といった問題点も報じられたところでございます。一方本町におきましては、平成 21 年 11 月の町内の 367 カ所が土砂災害危険区域に指定され、翌平成 22 年 5 月には各集落に係る土石流警戒区域、急傾斜地崩壊警戒区域を示した阿武町土砂災害等防災マップを全戸配布し、周知を図っているところでありますが、来年度にはこの 367 カ所のうち特に危険な箇所につきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定の必要があるかどうか詳細な調査が行われることになっておりますので、今後この調査結果を受け、最新版の阿武町土砂災害等防災マップを作成して住民に周知をしたいと考えているところでございます。災害に関しましては、このほか新聞、テレビ等でも報道がありましたが、先日国が発表いたしました、日本海における大規模地震に関する調査報告書において、阿武町においては、最大で平地で 2.3 メートルの津波が想定をされたところでありますが、これにつきましては、今後県において、この報告書を元に、海岸部の関係各市町における浸水想定域を設定することになっておりますので、本町といたしましては、これが設定され次第、阿武町における津波の浸水域マップを作成し、各戸配布等を行う予定としているところでございます。安全安心はまちづくりの基本でありますので、今後ともハード、ソフト両面での防災対策、あるいは防災情報の周知には万全を期す所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力をお願いする次第でございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））につきましては、今年 6 月 12 日の降雨

によりまして、大規模林道波佐阿武線の道路の法面上から岩石の崩落があり、その一部に車両が乗り上げ、損傷する事故が発生し、調査をした結果、なお崩落の発生するおそれがある箇所があり、早急に落石防護工事を発注する必要が生じたので、8月15日付けをもって平成26年度阿武町一般会計補正予算(第2回)の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、美咲第4分譲宅地造成事業の施行に伴う字の区域の変更について、につきましては、美咲第4分譲宅地の造成地内に複数の小字があり、一団の土地でありますので、これを野地に編入し、統一するための字の区域の変更であります。

次に、議案第3号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、につきましては、実人員との乖離の大きい消防団員の定数200人を165人に改めるための条例の一部改正であります。

次に、同意第1号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任について、につきましては、竹内英人委員及び伊藤敬久委員の任期満了に伴う後任委員の選任であります。

次に、議案第4号、平成26年度阿武町一般会計補正予算(第3回)、につきましては、今回の補正額は、4,208万1,000円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、28億7,170万6,000円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、先ず、総務費につきましては、番号制度への移行に伴う中間サーバー整備負担金及び町制施行60周年記念事業の一つとして実施をする阿武町のフォトコンテストの募集関係経費の新規計上ほかであります。

次に、民生費につきましては、社協事務局次長兼総合相談センター及び地域活動支援センター長の雇用に伴う社会福祉協議会への補助金の増額並びにみ

どり保育園の未満児の増加に伴う避難車の購入費の新規計上ほかであります。

次に、衛生費につきましては、簡易水道事業及び国保事業（直診勘定）特別会計への繰出金の増額であります。

次に、農林水産業費につきましては、河内集落農業法人設立のための支援事業費及び J A 女性部の有志によるジャム加工に必要な備品購入費の新規計上並びにイラオ山町有林の搬出間伐の材積の増加に伴う委託料の増額ほかであります。

次に、商工費につきましては、道の駅の屋外休憩所の設置やミニショップの換気設備費の新規計上並びに発祥交流館の加工施設への改造費及び関連備品等の増額計上ほかであります。

次に、土木費につきましては、J R 木与駅の下り線ホームに渡る高架橋の撤去に関連し、新たにホームへの通路となる大寿ヶ谷農道の拡幅に伴う用地購入費、測量登記委託料及び工事関連経費の新規計上並びに美里住宅の地盤沈下修正補修工事の追加工事の発生に伴う工事費の増額計上ほかであります。

次に、教育費につきましては、準要保護児童の増加に伴う援助費の増額計上ほかであります。

次に、災害復旧費につきましては、町道田部青浦線の災害復旧工事費の新規計上であります。

次に、議案第 5 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 2 回）、につきましては、今回の補正額は、12 万 5,000 円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、6,065 万 8,000 円となるところでございますが、これは、電位治療器、ヘルストロンのリース料の新規計上であります。

次に、議案第 6 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）、につきましては、今回の補正額は、1,724 万 1,000 円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、7 億 3,155 万 1,000 円となるところでありますが、これ

は過年度の国庫及び県費負担金等の返還金の確定に伴う計上であります。

次に、議案第 7 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)、につきましては、今回の補正額は、320 万円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、5,077 万 9,000 円となるところでありますが、これは大里、水ヶ迫及び宇久地内の水道管漏水修理工事費の計上に伴う増額であります。

次に、議案第 8 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)につきましては、今回の補正額は、20 万円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、7,778 万 7,000 円となるところでありますが、これは阿武地区浄化センターで使用する可搬式簡易クレーンの購入に伴う増額でございます。

次に、議案第 9 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)につきましては、今回の補正額は、80 万 1,000 円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、2,662 万 8,000 円となるところでありますが、これは奈古浄化センターの給水ポンプ場の修繕料の計上に伴う増額であります。

次に、議案第 10 号、平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、につきましては、平成 25 年度阿武町一般会計歳入歳出決算を始め、7 つの特別会計につきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法の規定により、ご承認をお願いするものであります。ご審議のうえ、ご認定をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、全員協議会での全協報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、につきましては、財政健全化法の規定に基づき、平成 25 年度決算における健全化判断比率等をご報告申し上げるものでございます。

次に、全協報告第 2 号、契約の締結について、につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものであり

ます。

次に、全協報告第 3 号、まちづくりアンケートの結果報告について、につきましては、阿武町基本構想、基本計画の基礎資料として先般実施をいたしました、まちづくりアンケートの集計ができましたので、その結果をご報告申し上げるものでございます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において、3 番、白松博之君、4 番、中野祥太郎君を指名します。

## 日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 9 月 2 日に開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 9 月 17 日までの 8 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月

17日までの 8 日間と決定しました。

### 日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 3 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。最初に、4 番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○4 番 中野祥太郎 皆様、改めておはようございます。中野でございます。今日は、傍聴の皆様方におかれましては平素より議会運営にご理解をいただきまして、またお忙しい中、このように足を運んでいただきましてありがとうございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

去る 8 月 20 日、広島市北部に局地的な短時間大雨によって安佐北区や安佐南区の住宅街を中心に大規模な土石流が発生し、死者行方不明 75 名に昇る人材や多くの家屋を失われました。亡くなられた方や被災された方に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。阿武町におきましては、昨年の 7 月に過去に経験のない水害に見舞われましたが、今年は今のところ大きな災害を受けず、生活をするうえで安心安全がいかに重要であるかをかみしめ、安堵しておるところであります。ただし、夏の長雨と冷夏による農産物や水産物の影響を心配しておるところでございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず最初に、人口定住促進対策としての分譲宅地整備について質問をいたします。

企業の戦略策定や、マーケティング戦略を導き出すための有名な分析手法としてスワット分析がございます。これは、企業の環境を内部環境と外部環

境に分け、内部環境に企業の武器である強み、企業が苦手とする弱み。外部環境にチャンスとなる要因の機会、企業を脅かす脅威の 4 つに分け洗い出して、企業の成功要因を見出し、取るべき方策、戦略を立てる手法でございます。

この手法を企業から阿武町におきかえてみますと、色々たくさんありますが、私なりに一番大きいものであらうと思われる事を上げてみますと次のとおりとなります。まず強みは、近隣自治体の中心地より地価が安いこと。弱みは、人口減少と少子高齢化。機会は、近隣自治体の地価が下がりつつあること。脅威は、地方交付税を柱とする依存財源の見直しにより国、県の助成が少なくなること。

この分析に基づいて、阿武町が単独行政を行う上で、何をなすべきかを結論づけてみますと、今年の 3 月の定例会でも質問をしました、若者の定住促進が一番大きな課題であると考えております。

これに関連して、5 月に民間研究機関、日本創成会議が発表した消滅可能性都市に興味を持つところであります。これは、子どもを産む人の大多数を占める 20 歳から 39 歳の女性人口が 2010 年からの 30 年の間に 5 割以上減る自治体で、全国の 1,800 市区町村の中の 49.8 パーセントにあたる 896 自治体が該当するそうです。阿武町においても 72.2 パーセントの高い減少率で該当しております。

また、政府は 7 月に人口減少問題や地域経済の活性化に取り組む、まち・ひと・しごと創生本部の発足に向けた準備室を設置し、地方の人口減少にしっかりと歯止めをかけ、地方を活性化する動きが始まっております。

この様な中、その対策の一つとして、阿武町は近隣自治体の中心地より、今は地価が大変安いことから、大型の分譲宅地整備を行って、富裕層の方、勤務先の通勤が可能な人、阿武町で家業が出来る人に、住宅を建設してもら

う対策を取ってはいかがでしょうか。

阿武町では他の自治体に先駆けて、既にいくつもの分譲宅地整備をされ一定の成果を上げておられます。更に、美咲第 4 分譲宅地も整備中で、今年の第 2 回定例会に於いて、柳橋分譲宅地整備事業の用地取得の議案も承認されたところであり、この施策には大いに賛同するところでございます。

この 2 分譲宅地で 30 から 35 区画分譲計画があるわけですが、私は、なるべく早くもっと多くの宅地造成を行うべきと考えます。なるべく早くは、近隣自治体の地価が低下し、阿武町との宅地価格差が縮小してきており、阿武町で住宅を建設するメリットが薄れているからです。また、この様な取組を、7 月から既に美祢市が定住人口の増加を狙って、条件は色々あるようでございますが最大 300 万円の助成を行う、ミネ住マイル事業補助金制度と称して実施しておられ、他の近隣自治体が追随する可能性がございます。

もっと多くは、阿武町の生き残りをかけて多くの若者に住んでもらう必要があるからでございます。

しかし、分譲地が売れ残った場合には大きなリスクを抱えることとなりますので、この事業を行う際には、近隣自治体に先駆けて、住宅の取得時の助成や保育料、あるいは給食費の見直しなどの子育て支援の整備を行うことが肝要と考えます。また、阿武町内の情報収集に留まらず、不動産業者や地元建築業者あるいは住宅メーカーからの情報収集を積極的に行うと同時に、民間との連携を持つ必要があると思います。

今述べました人口定住促進対策として、次の 3 つのことについて町長の答弁を求めます。

1 つ、今まで行われた分譲宅地整備によって、人口の増加や町税の徴収にどのような成果がありましたか。

2 つ、今述べました分譲宅地整備について、今後どのような取組を考えて

おられますか。

3 つ目、分譲宅地整備とは切り離して、町外から町内に就業する独身者の中に、阿武町に住みたいけれども、家庭を持っていないため町営住宅に住めず、町内にアパートが殆ど無いので困っているとお聞きしております。この対策として、町で独身用のワンルームの安いアパート等を整備することはできないでしょうか。

以上でございます。

○議長 ただ今の 4 番、中野祥太郎君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 4 番、中野祥太郎議員の人口定住促進対策としての分譲宅地整備について、ご質問いただきましたが、ご質問にお答えする前に、今ご中野議員の方からご紹介のありました、消滅可能性都市、あるいは消滅可能性市町村について、でございますが、このこと少し説明をさせていただきたいと思っておりますが、既にご案内のとおり、これは岩手県知事を 3 期務められ、また、元総務大臣でもありました増田寛也氏ら有識者による政策発信組織、日本創成会議の、人口減少問題検討分科会が今年 5 月に発表し、都市の消滅という大変ショッキングなタイトルで大きな反響を呼んだことは、議員各位もご案内のところでございます。

この内容を要約いたしますと、人口の再生産力に着目し、人口の再生産を中心的に担う 20 から 39 歳の女性人口、これを若年女性人口と言いますが、これが 2010 年から 2040 年までの 30 年間で半分以下になり、さらに人口の社会減が 3 割以上の自治体は、いくら出生率を引き上げても、若年女性の流出によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、最終的には消滅する可能性がある。そして、その可能性のある市町村が全国で 896 あるというものでございます。

そして、ここ阿武町におきましては、若年女性人口の減少率は、マイナス 72.2 パーセントと推計がされております。県内では周防大島町のマイナス 75.7 パーセントに次ぐ減少率の高さでございますが、3 番目が萩市、次いで長門市、そして上関町、美祢市と続いているところでございますが、中野議員のご質問は、こういった状況を受け、人口の再生産を担う 20 代、30 代の女性を含む若い世代の人口定住対策及び誘致対策を早急に、そしてあらゆる手段を講じて行う必要があるとのご指摘であると受け止めたところでありますし、このことにつきましては、私も全く思いを同じくするものでございまして、担当部門には、既に先行事例等の調査等の指示をしているところでございます。

そこで、ご質問のまず 1 点目でございますが、今まで行ってきた分譲宅地整備による人口の増加と税収増の成果であります。

まず、人口増加であります。ちなみに以前からの集落ではなく、人口定住対策として本町に新たに造成した集落は、古い順に、水ヶ迫、美里、美咲、岡田橋の 4 集落であります。今年の 8 月末現在で、それぞれの世帯数と人口を申し上げますと、水ヶ迫が 56 世帯で 144 人、美里が 27 世帯で 84 人、美咲が 37 世帯で 101 人、岡田橋が 21 世帯で 69 人でありまして、4 集落合計では、141 世帯で 398 人となるところでございますが、この内容を少し見てみますと驚くべきことに、乳児から 20 歳未満の子どもの数につきましては、126 人でございます。この 126 人は奈古地区の子どもの 41 パーセントを占めておりますし、町内全体でも 32.1 パーセントを占めまして、この地域に今多くの子どもさんが居住をしているわけでございますが、そういった意味でも公営住宅の整備や分譲宅地の造成等が人口定住に大きく寄与しているというふうに思っているところでございます。

一方税収であります。個人住民税につきましては、色々問題もありますので省略をさせていただきますが、固定資産税につきましては、既に完売しております美咲第 1 から第 3 分譲宅地に絞って申し上げますと、まず土地でありま

すが、ここは元々農地でありましたが、合計で約 1 万 4,000 平米で、評価額は合計で約 170 万円でありまして、税金といたしましては、合計で約 3 万円でありましたが、ここを全て宅地に造成いたしましたので、この造成し、道路、水路等を除いた面積が、合計で約 1 万 1,000 平米でございますが、評価額は約 7,100 万円で、税金につきましては、現に居住する住宅用地は各種の特例がありますが、合計で約 22 万円であります。

また、家屋であります。美咲団地には現在 35 棟の専用住宅がありまして、総評価額は、合計で約 2 億 100 万円で、税金は約 280 万円になるところでございます。

従いまして、固定資産税についてのみでございますが、土地の評価額において、田の 170 万円が宅地として 7,100 万円に 6,930 万円のアップ、さらに新たに家屋の評価額約 2 億 100 万円が生まれ、税金といたしましても、田の 3 万円が宅地として 22 万円に 19 万円アップ、さらに家屋の年間の固定資産税約 280 万円が新たに生まれたことになるところでございます。

次に、2 点目の今後の分譲宅の整備についてでございますが、ご案内のとおり現在、美咲第 4 分譲宅地を 9 区画売り出しております。さらに今後、グリーンパークあぶの上手に柳橋分譲宅地を、工事の残土等を有効活用しながら造成することとしておりまして、正確なことは現時点ではなかなか申し上げにくいところもあるわけでございますが、概ねこの冬から来年度にかけて埋め立てを完了し、平成 28 年度内には造成等を完了し、遅くとも平成 29 年度から、20 から 25 区画程度になるというふうに思っておりますが、分譲を開始したいというふうに今考えているところでございます。

中野議員のご提言は、これではまだ足りないもので、さらに多くの宅地分譲を一気に進めてはというご提言であります。その道のプロとして第一線を歩んでこられた経験からのご提言とは受け止めますが、大変なリスクを一方で伴い

ますので、私といたしましては、いささか躊躇するというのが本音でございますが、まずは美咲第 4 分譲宅地の完売と柳橋分譲宅地の早期の整備に努力していきたい、全力を傾注していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、分譲宅地の整備等とあわせて取り組んではいかがかというご提言のありました美祢市が始めた定住奨励のための補助金制度であります。これにつきましては、私も大変興味を持っておりまして、内容を調査等もさせたところでございますが、まず 1 つは、転入者の土地または家屋の取得費の 1 割を上限 100 万円として補助するものでございます。2 つ目は、中学生以下の子どもの数による補助でございます。そして 3 つ目は、市内の業者を使った場合の補助でございます。4 つ目は、市の分譲宅地を購入した場合の補助でございますが、これらの複数に該当する場合は、最高で 300 万円が補助されるということでございますが、この背景には大変多くの分譲宅地を市で抱えておられる美祢市のそういった特殊な実情もあるんだらうというふうに推察をしているところでございます。

しかしながら、転入奨励措置としては大変インパクトがある施策でありますので、全国で行っております子育て支援措置など、先ほどご提言のありました色々な先行事例をよく調査し、有効であれば同様な制度を、あるいは阿武町版に改良した形で前向きに検討していきたいと思っているところでございます。

また、販売戦略等においては、不動産業や住宅メーカー等の意見も取り入れ、連携を密にすることが重要とのご指摘でございますが、正にご指摘のとおりでありまして、今後の制度設計や分譲宅地の販売戦略の構築の段階で是非そういった機会も設けていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、3 点目の、町内企業等に勤務する独身者向けのワンルームアパートの件であります。このことにつきましても必要性は感じておりますので、先ほ

どからの件に含めて今後前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番 中野祥太郎議員「ございません。」という声あり。)

○議長 再質問が無いようですので4番、続いて2項目目の質問を許します。

○4番 中野祥太郎 それでは続きまして、ふるさと納税制度の取り組みについての質問をいたします。

多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、生活をしています。その結果、都会の自治体は人口が増え税収を得ることが出来ますが、ふるさとである地方は人口が減少するとともに税収もどんどん減少し、地方自治体の維持が厳しくなっております。そこで、自分を育ててくれたふるさとに対して、しかも、何の目的に使われるかがわかり、自分の意志で寄付をすることが出来る、ふるさと納税制度が話題を呼んでおります。

このふるさと納税は、個人所得や扶養家族などにより控除額が違いますが、確定申告をすれば、寄付金から2,000円を除いた金額の控除が生まれ、所得税、住民税の還付が受けられます。また、テレビや雑誌で寄付者に対して、お礼に特産品がもらえると紹介されたことから知名度が高まりました。今では、全国の自治体で色々な特産品を用意し、中には高額寄付金者には牛1頭をお礼に用意している地方自治体もあるそうです。用意するお礼は特産品に留まらず、宿泊付きの旅行サービス等、寄付者への満足を高める工夫が加熱しているようでございます。

この特産品効果もあって、平成25年度の46都道府県の寄付金額は、4万5,692件の12億6,167万円受け入れ。前年度と比べると件数は2.8倍、金額は6パーセ

ント増加しているようでございます。山口県は、山口県の名所イラスト入り絵葉書セット、この 1 種類を特産品として用意され、寄付金額は 371 万円に留まっております。一方、都道府県 1 位の鳥取県の特産品は、10 種類の農水産物、農水産物の加工品等を用意され、3 億 3,607 万円の寄付を受けておられ、お礼の特産品の品揃えにより、寄付の成果に大きな差が生じておるところであります。

全国の町の自治体の中では、25 年度の 1 年間で、佐賀県の玄海町が 9,901 件の 2 億 4,859 万円、北海道の士幌町が 1 万 3,278 件の 2 億 4,350 万円の寄付を受け入れられておられます。いずれも色々な特産品のお礼を用意し、積極的にふるさと納税の制度に取組まれておられます。なお、両町の人口は阿武町よりやや多く、6 千人弱の人口でございます。また、阿武町の 25 年度実績は残念ながら 7 件の 19 万円で、累計で 80 件、290 万円に留まっておるところでございます。

今後政府は、税金軽減の上限の引き上げや手続きを簡素化するなど、このふるさと納税の制度をさらに拡充する方針であり、制度の利用は今以上に増えるものと思われま。

阿武町の財政は健全で安定しており賞賛するところでございますが、平成 24 年度の一般会計の歳入は、前年度繰越金を除いた町税等の自主財源は 4 億 4,822 万円で歳入全体の 15.5 パーセントに留まり、84.5 パーセントは依存財源でございます。自主財源は年々減少しています。約 3,700 人の人口も現状のままであれば減り続けるものと思われ、自主財源は更に減少するものと思料されます。これにより町民が熱望する町の色々な単独事業や、町長がいつも提唱されておられます、小さくても個性が光る自立した町づくりに、制約をせざるを得なくなるものと考えられます。

そこで、その補完財源として、このふるさと納税制度を積極的に大いに活用してはいかがでございましょうか。寄付金から特産品等のお礼に 50 から 60 パーセントの費用が発生すると思われまますが、寄付金の 40 から 50 パーセントは歳入

財源に繋がるものでございます。口に指をくわえて見ているより、町民のサービス向上のため、ぜひ積極的にやるべきものと考えます。また、ふるさと納税制度を積極的に行うことで、お礼の特産品の需要が増え、町全体の外貨の獲得に繋がります。他にもインターネットや専門雑誌等に掲載され、阿武町の PR に大いに繋がるものでございます。

以上述べましたふるさと納税制度を積極的に行うことについて、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の、4 番、中野祥太郎君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ふるさと納税制度の取組についてのご質問でございますが、まず最初に、この制度少し触れてみたいと思いますが、この制度は、平成 20 年 4 月 30 日に公布をされました地方税法等の一部を改正する法律によって制度化されたものでございますが、趣旨としましては、自分の出身地とか自分が応援したい市町村に寄付をした場合、一定の要件はありますが概ね住民税の 10 パーセントまでの額であれば、2,000 円を超える部分については、所得税及び住民税が一定の割合で税額控除になるという制度でありまして、例えば阿武町出身で東京在住の A さんが、東京で住民税を 10 万円支払っている場合、その 10 パーセントの 1 万円を阿武町に寄付した場合、確定申告をすれば、2,000 円を超える部分について所得税と東京の住民税を合わせて 8,000 円が税額控除されるという制度でございます。

当然、趣旨としては都市部への税の偏在の是正と地方への応援ということですが、ここに来て寄付を受けた市町村から寄付者へのお礼の品として、寄付金の額に応じた品物、例えば地域の有名ブランド牛肉や果物、米等の特産品のセット等をメニューの中から寄付者が選んで、これを贈るという市町村が増えてきまして、調べてみますと、先ほどご紹介のありました団体等につきま

しては、いただいた寄付金額の半分程度をお礼の品として返しているところもありまして、元々のふるさと納税の趣旨から変容し、高額な特産品により、多くの寄付金を獲得するという感が見られるようになってきているところがございますが、ちなみに先ほどの例で申し上げますと、1 万円をふるさと納税した場合には、8,000 円が税額控除として返ってくる訳でありますので、実質手出し 2,000 円でご紹介のあった事例では、5,000 円程度と思われる品、例えばブランド牛肉のセット等がお礼として贈られてくる。言い換えれば、5,000 円の肉が 2,000 円で、つまり 60 パーセントオフで買えるということになり、多くの寄付者がこれを目当てに見返りの品を目当てに、また見返り率の高い市町村を目当てに寄付を行う実態、そしてインターネットを始め各種メディアが見返り率や人気の特産品のランキング等を行う等、急激な勢いで取り上げておりまして、制度発足当時は想像できない事態が発生しているというのが現状であるというふうに思っております。

そして、多額の寄附金を獲得している市町村は、ほぼこの流れに乗っているところでもあります。

私といたしましては、このことは如何なものかという思いもあり、いずれ国において何らかの規制が行われるものとの認識でありましたが、最近になりまして、国においては、ご案内のとおりこの制度をさらに拡充し、住民税の 10 パーセントまでを 20 パーセントまでに引き上げ、さらに手続きも簡素化するとの報道がなされております。

こうした中で、こういう状況になってまいりましたので、当初の状況とまた随分変わってくるんだろうというふうに思っておりますので、私もここで頭を切り換えて、ふるさと納税のこの制度を本町の PR そして地域特産品の販売戦略の有効なマーケティングツールとして捉え、今後積極的に活用したいとの思いに今至っているところであります。

そして、そのような意味で、既に道の駅には店頭には置く新たな贈答商品として、あるいはふるさと納税の返礼の品としても活用できる、そういった金額に応じた新たな特産品ギフトセットの開発を今指示しているところであります。

現時点ではどのようなものが出来上がってくるかはまだ未定ではございますが、開発が完了次第、これを武器にふるさと納税の新たな獲得に向けて積極的な活動を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 4 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4 番 中野祥太郎議員「ございません。」という声あり。)

○議長 再質問が無いようですので、これをもって 4 番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 9 時 56 分

再 開 10 時 04 分

○議長 休憩を閉じて会議を再開いたします、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、5 番、西村良子君ご登壇ください。

○5 番 西村良子 皆様おはようございます。西村でございます。

先ほどのご挨拶等ですすでに出ておりますので、ご承知かと思いますが、私もこのことを最初に述べさせていただきます。先月 19 日の深夜から 20 日の未明にかけ、広島市北部を中心に局地的な豪雨となり、広範囲で同時多発的に土砂崩れや土石流が発生し、73 人の多くの尊い命が奪われました。亡くなられた方々や被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申しあげます。大

規模土砂災害は 3 週間を経ても災害の実態も十分把握できない状況で、復旧対策も大量の土砂に阻まれ難航していると報じております。阿武町も昨年 7 月 28 日の災害を経験しておりますが、広島市の災害は山間部を抱える阿武町においても起こりうる災害だと認識をし、改めて地域住民の災害への意識啓発と命を守る行動を促す機会だと受け止めております。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。最初に、生産現場を重視した町営住宅の建設について、をお尋ねいたします。私は、これまでの議会の場で定住支援対策の充実や新規参入者への対応策等について、質問をしまいましたが、この度も、この項目に関連して三度取り上げ質問をいたします。

平成 18 年に開始されました空き家バンク制度が 8 年を経過する中で、この制度に对应する空き家はほぼ出尽くしたのではないかと。あるいは、家財や仏壇等を残した使用可能な空き家への家財処理等の支援、また、周辺に影響を及ぼす倒壊空き家等が今後増えるのではないかと。このような状況から、この制度を更に進めるために実態調査ができないかと提言をいたしました。一方で定住対策として、町営住宅や宅地分譲造成が奈古地域を中心に進んでおりますが、若い世代を主とした新住民を受け入れるには、その要件として、学校、病院、スーパー等が近いことが有利という考え方があります。去る、7 月 15 日に開催されました定住アドバイザーの会議において出されました意見の中に、農業者や漁業者はできるだけ生産現場に近いことが便利であり有利、とりわけ漁業者は毎日の海の状況を見ながら漁へ出る判断や漁作業等の計画を立てるということをございました。そこで、これまで奈古地域の便利な場所を優先してきた対策から、阿武町の基幹産業である農業、漁業にさらに力を入れた新たな考え方として、他地区等からの参入者を後継者育成する上からも、その条件整備として、生産現場の周辺に漁業や農業にチャレンジする

ための住宅の建設はできませんか。町長のお考えをお尋ねいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長 ただ今の、5 番、西村良子君の 1 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5 番、西村議員の生産現場を重視した町営住宅の建設についてのご質問にお答えしますが、まず、この空き家バンクについて、でございますが、平成 18 年 7 月に要項を制定いたしまして、平成 19 年度から稼働してきたところでございますが、この制度を活用してこれまで阿武町全体で 64 世帯 178 人の方が阿武町に移住をして来られたところでございます。

また、ご指摘のありました空き家調査であります。これにつきましては、平成 24 年に自治会長さんを通じて実施したところでございますが、これによりますと、町内には 197 棟の空き家があり、この内すぐに住めそうな物件が 42 棟、多少の改造が必要な物件が 27 棟、合わせて 69 棟ありまして、防災無線やケーブルテレビを通じて空き家バンク登録のお願いのほか、町外在住の所有者の方には固定資産税の納税通知書を送る際、空き家バンクのチラシも同封して、掘り起こしに努めているところでございますが、出尽くした感があるのも否めないところでございます。

なお、阿武町の定住対策といたしましては町営住宅の建設や分譲宅地の整備、加えてこの空き家バンクの制度がありますが、国では今、従来からのコンパクトシティーの考え方をさらに進め、阿武町のような少子高齢化が進む過疎地域等においては、ふるさと生活圏という考え方を導入しようとしているところでございます。これは、小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設、機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた小さな拠点、そして小さな拠点と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段で繋いだふるさと集落生活圏の形成を推進することによっ

て、集落の維持、再生を図るという考え方でございます。

こうした中、これまで利便性の高いところでは町営住宅や宅地造成を進め、一方空き家バンクの物件は町内各所に点在しておりますが、周辺部、特に農業地域の定住対策ということで進めてまいってきところでございます。

ここで、町営住宅について少し申し上げますと、これは公営住宅法に根拠を置いておりますが、法律では、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する、とありまして、また一方で特定賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきまして、主に中程度の所得階層のファミリー向けに優良な賃貸住宅を供給する、とありまして、これはいずれも対象者が違いますが、住宅不足を解消するという目的は同一であります。

一方で空き家バンクにつきましては、空き家だった所に町外から家族が移り住み、明かりを灯す。そして子どもの声が響くということは、集落において有形無形の活性化効果を生むという狙いで行っておりまして、公営住宅整備の狙いとは若干違いがあることは、皆さんもご理解いただけているのではないかと考えているところでございます。

そこで、ご質問の農業や漁業にチャレンジする住宅の建設ということでございますが、後継者として集落に必要な人材の受け入れにつきましては、特に第一次産業に従事される方については、その集落内にある農家や漁家の空き家、特に農業につきましては、住居以外の納屋や作業場等も必要となりますので、その意味でも、これらの条件を充たす空き家の活用が理想的ではないかと考えているところでございますが、こうした空き家も数が限られ、現状ではなかなか難しい状況にありまして、集落や法人、組合などで指導の受け入れ体制が整い、そうした需要のあるところについては今後生産現場である集落内に特定の

目的を持った住宅の建設が必要であるとのこと指摘は、そのとおりであろうというふうに思っておりますので、通常の公営住宅につきましては、入居者の職業等を限定することは法律上難しいところがあるわけではありますが、何らかの形でこれが可能かどうか、このことを含めて検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 西村良子議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再質問が無いようですので 5 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○5 番 西村良子 それでは、2 つ目の質問に入らさせていただきます。新規参入者等の受け皿づくりと人材育成について、でございます。

私は、これまで新規参入者の受け入れ対応やその後のフォローのあり方そして新たな人材活用の検討を提言してまいりました。定住アドバイザーとしてのサイドからも新規参入者の動きや、受け入れ自治会等の対応を見てまいりましたが、最初の 2 年から 3 年の間の対応が重要になると考えております。この間に新規参入者と受け入れ自治会がそこそこ声をかけながら、つながっていかなければ、その後は距離ができ、新規参入者は自己の生活スタイルを通し、受け入れ側の自治会は地域に溶け込まなければ入ってもらいたくないなあ、という受け止めとなり、結果的には負の連鎖となります。そこで、次の提案をいたします。

1 点目、新規参入者の面接時に受け入れ自治会の会長等の役員を同席した上で受け入れを決定する方法ができませんか。これは、受け入れ自治会も参入者の選定に責任を持つ上から、また、現在の 1 人の担当者の対応では、やはり限界があると思います。要は受け入れ自治会も了解した上で行政とともに進める選定と今後の対応です。

2 点目、受け入れのための便利帳のようなリーフレット資料ができませんか。これは、受け入れ自治会や、地区のルール等の約束事やその地区で生活するために欠かせない病院、スーパー、学校を始め、災害時の避難場所やゴミの持ち込み指定場所あるいは各自治会の集会所、そして自治会の世話をする方々の名前等々をわかりやすく、見やすく整理したものです。これを 3 地区共通の項目と 3 地区の実状に沿った具体的項目で作成ができませんか。

3 点目、次ぎに、新規参入者の人材活用と育成です。先に述べました資料を作成するに当たって欠かせないのが新規参入者の方々です。そのためには定住アドバイザーの大半を阿武町に居住して 5 年以上の経験をしている新規参入者で構成してはいかがでしょうか。さらにアドバイザーの役割を明確にするため、新住民となるの方々へほぼ 3 年間くらいを目標に、つかず離れずの距離をもちながら受け入れ自治会や行政とのパイプ役としてその役割を担うという考え方です。このことは、世話になった立場から世話をする立場で新規参入者が受け入れ自治会や行政と連携できる機会でもあり、次の自治会役員等の参画にもつながります。人材育成や後継者育成の上からも、行政と連携してこれからの自治会が取り組む役割でもあると考えております。

もう 1 つ、加えなければならないのが、施設課が窓口となっている町営住宅に転入して来られる新しい住民の方々ですが、流動的ではありますが、今後、町営住宅や宅地造成を押し進める中で、この対象も受け入れ自治会の対応が重要となってまいります。新規参入者も含めて、町営住宅に入居して来る若い世代の新住民が自治会や地域とつながらなければ良い関係はできません。

私は、町長が進める定住対策の住宅建設、宅地分譲造成等のハード対策も重要ですが、それ以上に、阿武町に参入してくる新住民を阿武町ならではの暖かい、きめ細かな対応ができるソフト対策にもっと時間と経費をかけていただきたいと考えております。インフラ整備や立派な施設等ができて、また、良い

制度ができてそれを活かす受け入れ組織や人材がなければ、また育たなければ、仏作って魂入らずに終わってしまいます。

質問をしました項目について本腰を入れた取り組みを期待しております。最後に、事例として、お隣の島根県が早くから取り組んできた人口減少対策や定住対策が、人口が集中している地域ではなく山間部や離島でその成果をあげていると聞いております。便利さだけではなく、農山漁村の豊かさや地元受け入れ住民へのきめ細かな対策はまさにソフト対策を重視しているからだと考えます。島根県にあります中山間地域研究センターがその一翼を担っているとも聞いておりますが、島根県に近い阿武町は、多いに情報を把握し、参考にしても良いのではないかと考えております。

以上で質問を終わります。

○議長 ただ今の、5番、西村良子君の2項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2点目のご質問、新規参入者等の受け皿づくりと人材育成についてのご質問でございますが、空き家バンクの対応として、これまでは阿武町に魅力を感じ、そこで暮らしたいという方を空き家の所有者とマッチングしてきたところでございますが、こうした中、空き家バンクを利用された移住者の数は人口3,700人の町としては、かなりの割合と思っております。人口増減を出生と死亡の差である自然増減、また転入と転出の差である社会増減で見ますと、これまでの各種の定住対策によりまして、ここ数年は僅かながら社会増の転入超過となっておりますが、今後一層の高齢化と人口減少が進む状況の下では、危機感を持たざるを得ないところでございます。

従いまして、先ほどの中野議員のご質問にもありましたが、人口減少を受け止めながら、これをどうしてこれからも持続可能な地域社会に変えていくかということが大変重要になってくるというふうに思っております。

逆ピラミッド型のいびつな人口構成を修正し、若年層や壮年層を増やしていくためには、町の魅力増進と今一層の定住対策の推進が必要となりますが、一方で地域、集落においてどういった人材が必要なのかということをしっかり議論していくことも必要であろうというふうに考えております。

こうした中、現在空き家バンクで移住を希望される方に対しましては、ある程度移住の意思を固められた段階で自治会長さんにご案内をし、集落の決まり事の説明等をしていただいているところでございますが、議員ご提案の 1 点目の、移住希望者を集落で面接するといったやり方でございますが、こういった手法を用いている町や村もあるようには聞いておりますが、移住の受け入れは町からの押しつけではなく、まずは自分たちの地域や集落が 10 年後、20 年度どうなっていくのか、現実に即してこの先どういった人材に来て欲しいのか、そこを考えたうえで必要なものを補っていく、そのための人材の受け入れと考えれば、企業などの採用と同様、自治会長等の面接、そして移住された方をみんなでサポートしていくのも必要なのかなという思いはあります、また理解もしているところでございますが、ただ果たしてこの移住のための面接試験を受ける側、つまり I ターンする側がこれをどう受け止めるか、ということも考えなければならないというふうに思っております。

そういった意味で、私は、受け入れを希望する自治会と連携し、地域の意向を今まで以上に踏まえた中で、町がクッションとなって地域と繋いでいくという方式がベターではないかと考えているところでございます。

次に 2 点目の、便利帳のようなリーフレットの作成の件でございますが、現在は、担当職員がその都度、口答やそれぞれのパンフレットなどでご案内しておりますが、文化の違う都会や、また遠隔地から来られる方に対しましては分かりにくい面もあったというふうに思っておりますので、これにつき

ましては、ご提案の方向で作成作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に 3 点目の、移住者の人材活用と育成の件ですが、現在、阿武町の定住アドバイザーは 6 人おられます。平成 21 年の創設当初は 5 人でございましたが、平成 25 年からは実際に阿武町に移住された方にも加わっていただき、現在 6 人の体制となっているところでございますが、また、空き家物件の案内をする際には定住アドバイザーのほか阿武町での生活をより具体的にイメージしていただくために、先に移住して来られ、阿武町の暮らしにも慣れてきた方のお宅にもお連れしているところでございますが、こうした中で、住宅リフォームの見学のほか、町外から阿武町に来られてご苦労されたことや阿武町の良いところ、悪いところなどは、なかなかこの地に生まれ育った人には気づかない部分もありますので、参考になっているかなというふうに思っているところでございますが、実際に移住して来られた後も相談や交流があるという方もあるように聞いているところでございます。

定住アドバイザーという役職に就いていただくことになると、多少の心理的なご負担にもなるかというふうに思っておりますが、ご提案の内容を含め、今後の制度のあり方について再検討していきたいというふうに思っているところでございます。

なお、町営住宅入居者への対応につきましては、幸い阿武町は町営住宅の団地も自治会を組織していただいておりますし、加入率も高い状況にありますので、自治会長さん以下役員や隣近所で新しい方をお迎えし、声を掛け合いながら良いコミュニティと人間関係を築いていただきたいと思いますところでございます。

最後に、私も人口減少社会において、この先定住対策の善し悪しが自治体の命運を左右すると言っても過言ではないと考えております。島根県を始め

先進事例の情報収集にも努め、ハードとソフト一体となった阿武町型の定住対策の推進を図ってまいりますので、議員各位のご理解ご協力もよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 西村良子議員、「はい。」という声あり。)

○議長 はい、5 番。

○5 番 西村良子 最初の 1 点目の件なのですが、すこし言い方が理解いただけなかったかなと思いますが、集落で、自治会で面接をするという形ではなく、町の窓口担当者のサイドで面接をされるときに、自治会の関係者も加わって、一緒にその状況を、やりとりを聞く、そういう形の、かしこまったと言いますか、そういう形ではなく、今の体制の中に自治会の方々も入って一緒に取り組むという形ができないかな、という意味で提案をさせていただきました。

宇田は、自治会長さんと時折打ち合わせ会をやっておりますが、いつも自治会長さんたちの発言の中に、詮無いことが出てきたら自治会に出てくると、色んなことが降りてくる、というお話もありますので、最初にその部分を自治会が踏んでいけば、本気でと言いますか、自治会が受け止めて見ていかなければいけないという部分もあるのではないかと、というふうに思いましたので、そういう意味で、その時に一緒にという形でございます。ちょっと説明が足りなかった、補足をさせていただきました。何かあれば。

○議長 町長。

○町長 1 点目のご質問ですが、先ほど答弁申し上げましたが、私の方もこの質問の内容、少し誤解をしていた点もあります。今西村議員おっしゃるような方法でありましたら可能でありますし、また是非お願いをしたいというふうに思っております。現在は、あらかた町の方の説明をしてですね、本人が地元の

声も聞いてみたいということで、次の段階でそういったことを実施しているわけですが、それを最初から地元の自治会長さんも含めた中で、そういったお話をさせていただくということは可能であろうと思っておりますので、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 5 番、再々質問はありますか。

(5 番 西村良子議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、これをもって 5 番、西村良子君の一般質問を終わります。

○議長 次に 3 番、白松博之君、3 番については、自席より一般質問を行ってください。

○3 番 白松博之 この場からの質問をお許しいただきありがとうございます。私は、福賀地域における新規就農者や定住者の受け入れ施策について質問させていただきます。はからずも先に西村議員の方から質問をされましたが、大変重要な問題だというふうに考えておきまして、再度質問させていただきます。

福賀地区は標高 400 メートルという山間地にありながら、平たん地も多く、非常に肥沃な土壌にも恵まれ、農業をする環境においては県下でも誇れる場所だと思っています。

この素晴らしい環境にありながらも、人口減少はどこも共通の課題とはいえ、農業の担い手不足は慢性化し、最近では新規就農希望も少ないのが現状です。併せて高齢化がいよいよ深刻な問題となり、人口も現在 670 名までに減少してまいりました。

このような状況を何とか解決する方策はないかと、I ターンで来られた方々に、どのような理由で阿武町を選ばれたのか、また改善してほしい点などの提案をいただく中で、その方策を探ってまいりました。その一部を紹介

し、今後の受け入れ態勢の整備に繋がればと思い、ここに提案いたします。

まず全国数ある候補地の中で、阿武町を選んだ理由に、丁寧な空き家バンクの制度があり、住宅のお世話をしていただいたことを挙げられました。

新規就農の場合に、作目としてほうれん草を紹介していただき、教えていただく指導農家、またハウス施設なども紹介をしていただきましたが、まだよく分からないままに、どんどん話が進んで面食らったという方も受け入れ当初はおられました。

このように、いただいた意見を要約してみますと、阿武町にもっと関心を持ってもらうためには、阿武町は来たら必ず定住しなければならないのではなく、入りやすく出やすいからこそ来てみたいという人に目を向けることが、結果的に定住が増えるのではないかと思います。

また研修期間中は選択肢を広げるために、ほうれん草に限らずいろいろな作目で、どのようにすれば自立が可能か充実したメニューの提供や住宅の提供、地域にどんな仕事があるのか詳しい情報の提供が必要だと思えます。

現在福賀地域には、お試し住宅がございますが、中でも住宅の確保は最も重要な課題です。中心地だけに作るのではなく、営農がしやすい場所への建設や確保を提案します。

新規就農希望者への優遇措置として、3年間の研修期間を設け、その間、家賃は無料にし、町内にある色々な仕事を体験しながら、自分に合った仕事を探ることが、経営を開始する際の自信に繋がるのではないのでしょうか。このような取り組みは、また人手不足に悩んでおられる先進的な農家や農業法人の、労働力不足の解消にも繋がると思えます。

また来られた方のほとんどが感じられた不安やストレスに、今までとは全く違った生活習慣があります。それぞれの集落にはそこならではの習慣や行事があり、事前に教えてもらうことでトラブルを防ぐことにもなります。入

られる地域に馴染んでもらうために集落ごとにルールを教える生活アドバイザーが必要だと思えます。

ある U ターンの方から次のような質問をいただき、返す言葉がありませんでした。

本当に阿武町が大切だと思うのなら、なぜ子や孫に U ターンをさせないのか。地域に若者がほしいと言いながら自分の子や孫は外に出し、外からの若者にすがろうとしている。外からの若者を呼び込む前に、子や孫が阿武町に戻りたくなる施策が必要ではないかと言われました。

阿武町も独自に農事組合法人の就農支援として、平成 24 年に農事組合法人育成事業が施行されました。定住を決意された方には、国や県が行っている就農支援事業と併せて、これらの事業が十分機能をするような取り組みを希望します。

町長のお考えを聞かせてください。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松議員の最初のご質問、福賀地域における新規就農者や定住者の受け入れ施策についてお答えいたします。

今回のご質問の主旨は、この人口減少問題に呼応し、新規就農あるいは定住者へのアドバイザー等についてのご質問であります。

まず、新規就農対策についてご説明申し上げますと、現在、本町の農業振興の主要課題は、まず、いわゆる法人化を推進し、また法人経営を含む地域の農業経営の強化と活力向上を図ること、そして 2 点目が、これまで実績のあるスイカ、梨、ほうれん草、キウイフルーツなど含む農産物の振興、あるいは産地育成を図ることです。

そこで、新規就農としましては、まず農事組合法人への就農、ある

いは主要作物への就農を推進することとしておりますが、特にスイカ、梨、キウイフルーツにつきましては、今後の産地継続、発展のため、後継者対策は急務であり、一層の就農促進を図る必要があると考えているところでございます。

こうした考え方のもと、現在、農事組合法人への対応といたしましては、各法人が担い手確保に向けて積極的に検討されるよう、就農相談会等の情報を提供し、希望される法人には会場に足を運んでいただき、直に面談をしていただいているところでありますし、作物別の取り組みといたしましては、スイカ、梨、キウイフルーツ等、各生産部会に対しまして、産地の将来設計を整理したうえで、受け入れ体制及び指導体制の早期確立を役員会等において協議し、検討を進めているところでございます。

現在、自立的経営、指導体制等の面から、ほうれん草への就農が多いというのが現状であります。農業の次世代の担い手である新規就農者をより多く確保するため、選択肢幅を広げる取り組みや、作物の組み合わせの新規メニューの構築、冬季の他産業との連携など、自立経営ができるよう新たな新規就農者の形態を研究、検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、就農の個別具体的協議においては、本人の希望、営農計画の内容の実現性などについて、関係法人や農業者、県、JAとも交えて検討することとなりますが、年齢、家族構成、これまでの農業経験など、これは全て異なりますので、個々の営農計画について必要かつ適切な助言や、関係機関の専門的なアドバイスも加え、就農への設計、協議を重ねることとしているところでございます。

つまり、就農においては、決して画一的な対応ではなく、状況に応

じ柔軟かつ必要な対応と協議を関係機関とともに進めることとして  
いるところでございます。

なお、新規就農者の募集につきましては、町や農業委員会、J A、  
萩農林事務所等の関係機関のみならず、広域的には、やまぐち農林振  
興公社や山口県農業会議、山口県振興課などの県内の関係機関とも連  
携を密にし、アンテナを広く張り巡らせ、相互に情報を共有し募集を  
行っている状況であります。

また、町といたしましても、阿武町農業の次世代の担い手である新  
規就農者の受け皿となるべき農事組合法人、各生産部会等の受け入れ  
体制及び指導体制などの支援は大変重要であるという認識でありま  
すので、引き続き関係機関と協力しながら取り組んでまいりますし、  
受け入れ体制及び指導体制が整った農事組合法人及び生産部会等へ  
は、関係機関等と協力し、随時新規就農者の募集を進めていきたいと  
考えているところでございます。

ここで、本町の就農実績についてご紹介いたしますと、町として就  
農協議を行い、あるいは農業委員会などで審議した過去 10 年間の実績  
を見てみますと、全て福賀地区であります。就農地域へ転入された  
年度で申し上げますと、平成 17 年度に 1 家族、平成 18 年度に 1 家族、  
23 年度に 2 家族、25 年度に 2 家族、の合計 6 家族でございます。

本町では、法人の後継者の育成、人材確保のため、平成 24 年度より  
町独自の施策であります、阿武町農事組合法人後継者育成事業に取り  
組んでおりますが、ご紹介しました新規就農者のうち 3 家族は、この  
阿武町独自の事業を活用し、また 1 家族は、別の国の新規就農の補助  
事業、青年就農給付金を活用し、それぞれ就農の円滑化を図られてお  
られます。

これら 2 つの制度、事業につきましては、法人構成員か自立経営かという就農形態の違いによるものでありますが、各種相談会の状況から、今後も町独自の、法人後継者育成事業については必要と考えておりますので、引き続き必要な予算措置を継続してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新規就農希望者への住宅対策につきましては、ご質問がございましたが、これについては、阿武町移住体験滞在施設、いわゆるお試し住宅を、この 3 月において、福賀地区、下東郷に、既に確保、整備しております。これは、新規就農希望者を含む移住をご検討の方の住宅でございます。これを積極的にご活用いただきたいと考えております。また、これ以外の農家住宅等につきましては、先ほども申し上げましたが、今後の検討課題というふうに認識をしております。

また、定住者に対する生活アドバイザーについても、これも色々ご意見もあります。これも今後の検討課題だろうというふうに思っております。

最後になりますが、子や孫の定住については、それぞれ個人の思い、人生設計の選択があり、個人の領域でもありますので、それぞれの選択を尊重することが大切でありますし、行政としての役割は、町づくり、町の魅力づくりについて各分野で考え、そうした町の魅力を発信し、定住に繋がるようにすることが必要であるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町として新規就農者は地域の将来の大事な担い手であります。これからも関係機関と地域が一体となって、密に連携を取りながら就農対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番 白松博之議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、3 番。

○3 番 白松博之 それでは再質問をいたします。農事組合法人育成事業について質問させていただきます。現在、この事業は 1 年間のみですが、農事組合法人が多く取り組んでおられる稲作の場合、1 回しか経験することができません。これは、梨、スイカ等においても同じことが言えると思いますけれども、農業の経験が無い者にとって、1 回の経験だけで担い手としての技術の習得というのは大変不安だと思います。また、これを雇う側にしましても同じことが言えると思います。この事業が 3 年間に延長されれば、学びながら働く場の確保ができ、自分の子や孫を是非戻して農事組合法人の後継者として考えていただけるのではないかというふうに思います。生まれ育った地域を担っていただけるよう、是非ともこのような施策をお願いしたいものであります。以上です。

○議長 はい、町長。

○町長 ただいまの農事組合法人の就農支援であります。今現在 1 年であり、これを短いから 3 年にすれば、子や孫が帰ってくる、定住対策に繋がると、それはあまりにも短絡的な考え方だろうというふうに思っているわけですが、これも町独自で実施をしております。これからこれを伸ばすか、また存続するのか、これはこれから考えていかななくてはなりません。色んな現場の検証をしながら考えていくことになるというふうに思っております。

○議長 3 番、再々質問はありますか。

(3 番 白松博之議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので 3 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○3 番 白松博之 それでは審問します。日本海側の津波推計が公表されましたが阿武町として今後の取り組みをお聞きします。先に町長のご挨拶でもありましたので、対策等についてはある程度理解できましたが、再度質問をさせていただきます。去る 8 月 26 日に政府の有識者検討会より、日本海側で発生する可能性がある最大規模の津波についての推計が初めて発表されました。

この報告によると、地震発生から 5 分以内に到達する市町村は、全国で 49 に上ると想定されています。原因は、断層が海岸に近いこと。その上に太平洋側に比べて浅く、多くの地域が地震の発生から非常に短い時間で、津波が到達すると推計されていることです。

阿武町への影響は、この報告からでははっきりとはわかりませんが、長門市で最大で 5.3 メートルの津波、到達時間が 5 分以内との予測が公表されました。現在阿武町にも海拔表示がされており、津波への意識は高まっていると思いますが、もし阿武町にも同じような規模の津波が押し寄せるとしたら、今までの想定をはるかに超え、この庁舎にも 1 メートルの津波が押し寄せることになります。

このような予測が政府から公表された以上、阿武町においても避難経路や避難場所の設定、また全員が短時間で避難できる方法などを、早急に検討をする必要があるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ご質問のありました日本海側の津波の推計ではありますが、これは平成 25 年 1 月に、津波防災地域づくり法に基づきまして、都道府県が最大クラスの津波に関する津波浸水想定を行うにあたり、検討が進んでいない日本海側の最大クラスの津波断層モデルの設定を支援するため、国交省、内閣府及び文科省において、学識者による検討会、日本海における大規模地震に関する調査検討

会が今般発表したものでありますが、テレビを始め、各メディアが取り上げ、大変反響を呼んだところではありますが、報道に、見てみますと少し誤解を招くおそれがある部分がありまして、正に白松議員も大きな勘違いをされているようでございます。

ここで、このたびの報告書の重要な部分ではありますが、津波は、外海などの切り立った岸壁では、体積の逃げ場がないため、平地に比べて高くなる傾向がありますので、最大津波高を言う場合は、切り立った岸壁等を含む全海岸線と、海岸線から200メートル以内で標高が8メートルを超えない海岸線、つまり平地の2つに区分し、さらに津波の原因となる日本海にある活断層を全部で60カ所選定しているところでもあります。

報告書は大変膨大な量でありまして、読み取りにくいところではありますが、詳細に見てみますと、先ほどの長門市の例、最大で5.3メートルの津波が5分以内に到達する、というのは大きな誤解でありまして、この津波は正確には、福岡県西方沖の西山活断層帯、これをF60と言いますが、ここで発生し、長門市の全海岸線域、外海での最大の高さが5.3メートル、平地では3.0メートル、最短到達時間は50分というのが正確なところでもあります。

そこで阿武町についてではありますが、本町に影響する津波は4つが報告されております。

大変重要なことでございますので少し詳しく申し上げますと、一番影響があるのは、先ほどの福岡県西方沖のF60、西山断層帯ではありますが、阿武町においては、全海岸線での最大の高さは4.1メートル、平地では2.3メートル、最短到達時間は73分となっております。

次に大きいのが、島根県浜田市沖のF57、浜田沖断層帯で、全海岸線での最大の高さは2.8メートル、平地では1.9メートル、最短到達時間は49分となっております。

なお、このほかに阿武町にある程度影響する断層は相当あるわけですが、特に旧田万川町の江崎沖の F 58、江崎沖の断層であります。ここにつきましては、全海岸線での最大の高さは 1.1メートル、平地では 0.9メートルと低いものの、最短到達時間は 14分となっているところでございます。

従いまして、阿武町の津波を一言で言えば、最大津波は外海で 4.1メートル、平地で 2.3メートル、最短到達時間が 73分。そして、一番到達時間の短い津波は、外海で 1.1メートル、平地で 0.9メートルの津波で、発生から 14分で到達するということになるわけであります。

私はこういった情報の提供は正確を期さなければならないというふうに思っております。それは、数メートルもの津波が 5分以内に到達する、そしてその情報が流れたときには既に数分が経過しているとするならば避難も間に合わない、どうしようもない、避難訓練をしても無駄だ、それよりは津波より高い防潮堤を作れというような風潮を生むことも可能性としてありますので、そういったことを今、懸念をしているところでございます。

さて、阿武町における津波からの避難対策であります。ご承知のように今年の阿武町総合防災訓練は奈古地区を中心に行うこととしておりますが、その想定として 3.0メートルの津波が 40分後に到達するということを想定しております。これは、F 60の津波の平地での最大が 2.3メートルでありますので、誤差を考慮し 3.0メートルとし、到達時間は 73分ですが、2番目に大きい F 57の津波が 49分ありますので、周知時間を考慮し、これを 40分と想定しているところであります。

また、住民の避難訓練につきましては、海岸部に近い土、筒尾、西、浜、釜屋、市については、今年は津波からの避難訓練として、それぞれ地域の高いところ、あるいは町民センターに避難することとしておりまして、既に各自治会におきましては、津波からの避難経路や避難場所について、合意がなされてい

るものと認識しておりますが、より多くの方々にご参加いただくよう周知については万全を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、先ほどの津波等の予測であります。冒頭申し上げましたように、今回の報告書は、都道府県が最大クラスの津波に関する津波浸水想定を行うにあたり、国が支援するための調査報告書を取りまとめたものでありますので、今後、県においては、これを精査し、山口県版を策定することになりますので、これが出来上がりましたら本町の津波ハザードマップを早急に作成し、各戸配布等もしていくことになるところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松博之議員「ありません。」という声あり。)

○議長 再質問が無なようですのでこれをもって、3番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休 憩 10時55分

再 開 11時04分

○議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

#### 日程第 4 議案第 1 号

○議長 日程第 4、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））を議題といたします。

議案第 1 号について執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）の専決処分であります。一般単独道路事業費の工事請負費の補正であります。平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に 2,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 28 億 2,962 万 5,000 円とするものであります。2 ページをお願いいたします。これは専決処分書の写しですが、専決の理由は、大規模林道波佐阿武線で大きな落石があり、道路利用者の安全を確保するために、早急に対策工事を実施する必要があるための専決処分であります。6 月 12 日午前 8 時 30 分頃、道路法面から大きな落石があり、通行していた車両がセンターライン上の岩に乗り上げて停止いたしました。現在大型土のうをセンターライン上に 1 段積み上げまして、落石が万一発生した場合に、対向車線にはみ出さないように対策を取っているところでございます。落石発生後、法面専門業者による現地調査、対策工法の検討を実施いたしまして、過日工事を発注したところでございます。3 ページに落石の状況、4 ページに対策工法の概略図を付けておりますが、詳細につきましては、午後の現地踏査の際に、詳細をご説明させていただきます。それでは別冊の阿武町一般会計補正予算書（第 2 回）の 6 ページをお願いいたします。

（施設課長、補正予算の内容について説明する。）

○議長 以上で議案の説明を終わります。

**日程第 5 議案第 2 号**

○議長 続いて、日程第 5、議案第 2 号、美咲第 4 分譲宅造成事業の施行に伴う字の区域の変更について、を議題といたします。議案第 2 号について執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、美咲第 4 分譲宅造成事業の施行に伴う字の区域の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、美咲第 4 分譲宅地造成事業に伴いまして、施工区域内の土地の合筆に際しまして、字を一つにまとめる必要があり、字金尻、字片の土地を字野地に変更するものでございます。字の変更を必要とする土地の所在につきましては、6 ページの図面をご参照いただけたらと思います。以上で終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。次に、議案に対する質疑に入ります。議案第 2 号について、質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 2 号、美咲第 4 分譲宅地造成事業の施行に伴う字の区域の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 6 議案第 3 号

○議長 次に、日程第 6、議案第 3 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

議案第 3 号について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 3 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、阿武町消防団の団員の定数を現行の 200 人から 165 人に減じるための条例の一部改正であります。本町の消防団員の定数につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から 220 人を 200 人に減じて現在に至っているところではありますが、現時点での実団員数は 136 人でありまして、64 人の大幅な定数割れではありますが、これについては増員の努力はしておりますが、200 人にもっていくというのは現実には不可能と思われまます。従いまして、ある程度増員の余裕を見た数字ということで、今回 35 人減員し 165 人とするものであります。なお、施行時期につきましては、本年 10 月 1 日としておりますが、これは実は消防団員の公務災害補償及び退職報奨金及び賞恤金にかかる負担金の算出根拠の中に消防団員の定数の部分がありまして、これが一人あたり概ね 22,000 円になります。35 人ということで、77 万円多く払っているということになりますので、今回 10 月 1 日ということで、この基準日が 10 月 1 日でありますので、10 月 1 日とするものであります。なお、次のページに新旧対照表をお付けしておりますけれども説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

**日程第 7 同意第 1 号**

○議長 日程第 7、同意第 1 号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題といたします。同意第 1 号について、執行部の説明を求めます。  
総務課長。

○総務課長 同意第 1 号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任について、をご説明いたします。

本案件につきましては、阿武町固定資産評価審査委員会委員のうち竹内英人委員と伊藤敬久委員の任期が今年 9 月末までとなっておりますので、その後任委員の選任であります。なお、竹内委員につきましては、下に現在の委員名簿をお付けしておりますが、但し書きをしておりますように、現在 4 期目であります。この 9 月末で通算 10 年と 4 ヶ月弱でありますので、引き続きお願いをしているところであります。以上で、説明を終わります。

○議長 以上で説明を終わります。

これより、同意第 1 号についての質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案件につきましては、討論を省略し、これより裁決を行います。

お諮りいたします。同意第 1 号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

**日程第 8 議案第 4 号から日程第 14 議案第 10 号を一括上程**

○議長 日程第 8、議案第 4 号から日程第 14、議案第 10 号までの 7 件を一括議題とします。

まず、議案第 4 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 4 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)について、ご説明いたします。今回の補正は、予算総額に 4,208 万 1,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 28 億 7,170 万 6,000 円とするものです。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

8 ページ、2 款総務費から、総務課長。

○総務課長

(総務課長、財産管理費、情報政策費、企画総務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

(民生課長、社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業費、児童福祉総務費、保育所運営費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、保健衛生総務費、診療所費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、農業委員会費、農業政策費、農山漁村女性活動推進事業費、林野管理費、水産業政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、土木総務費、道路費、一般単独道路事業費、特定公共賃貸住宅

管理費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(教育委員会事務局長、教育振興費(小学校費)、教育振興費(中学校費)について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、26 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いいたします。4 ページ、13 款、国庫支出金から、総務課長。

○総務課長

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 5 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 5 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 12 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 6,065 万 8,000 円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 6 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 6 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 1,724 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 3,155 万 1,000 円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 7 号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 7 号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について、ご説明します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,077万9,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 8 号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 8 号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,778万7,000円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 9 号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 9 号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に80万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,662万8,000円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第10号、平成25年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第10号、平成25年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい

て、をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 25 年度の阿武町一般会計及び 7 つの特別会計の決算につきまして、監査委員さんからの監査の結果のご報告をいただきましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により認定をお願いするものであります。

なお、各会計の決算書及び監査委員さんの決算監査審査意見書、そして主要な施策の実績につきましてはお手元にお配りしているとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長 以上で、議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。永柴代表監査委員、ご登壇ください。

○永柴義廣代表監査委員 それでは、お手元にお届けをしております平成 25 年度阿武町一般会計及び 7 つの特別会計の決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 25 年度阿武町一般会計及び 7 つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は、次のとおりでございます。

審査の対象は、平成 25 年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに平成 25 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算ほか 6 つの特別会計でございます。

次に、審査をしました期間でございますが、平成 26 年 8 月 22 日から 27 日までの 6 日間、実質 3 日間でございますが、これをかけまして慎重に審査をいたしました。

続いて、2 ページをお願いいたします。審査の方法であります、町長より提出されました各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については歳入主

計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等によりまして、財産等につきましては、財産台帳、備品台帳、証券類等によりまして審査をいたしました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査をするとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見でございますが、平成 25 年度阿武町各会計につきましては、例月出納検査での手持ち現金及び歳入歳出主計簿の確認をし、また、各出先機関及び各課の審査も行いまして、出納閉鎖後の決算審査で関係諸帳簿を照合審査した結果、証拠書類等はよく整理されておりまして、22 年度より導入されました財務会計システムにより、出納室の計数は、指定金融機関の山口銀行との日計照合が随時できることによりまして、その計数は正確であり、過誤はなく適法かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

次に、一般会計及び 7 つの特別会計の歳入歳出の決算状況は、2 ページの表のとおりでございます。一般会計及び 7 つの特別会計を合算した歳入決算額は 53 億 7,508 万 8,989 円で、歳出決算額は 49 億 697 万 1,673 円となりまして、歳入歳出差引額は 4 億 6,811 万 7,316 円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は 99.5 パーセント、執行率は 90.9 パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では繰越明許費を加味すると高い数値を示しており、特別会計においても全体的に収支の均衡が保たれています。予算の計画的かつ効率的な執行に対する配慮が伺われ、行政水準の確保向上が図られており、その努力が伺われます。

次に、一般会計から特別会計への繰り出し状況は、3 ページの表のとおりでございます。一般会計から特別会計への繰り出金は、7 つの特別会計に繰り出され、その繰り出し総額は 2 億 2,386 万 702 円で、前年度対比 0.4 パーセントの減で

あります。操出金は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業や介護保険事業等など国の制度的なものですので、自治体ではどうすることもできませんが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等に、なお一層の努力を望むものでございます。

以上、決算審査の総括意見のまとめといたしまして、1 点目といたしまして、3 年前の 3 月 11 日に発生しました東日本大震災の復興の遅れ、また、景気回復の兆しは見え始めたものの、依然として経済情勢の不安感、不透明さ、さらに過疎、少子高齢化の進展等の現状から見て、町税を主とした自主財源の安定確保は期待できず、財政を取り巻く環境はますます厳しさを増し、安定的な財源の確保は、不透明な現状であります。2 点目といたしまして、各事業の推進にあたっては費用対効果を見定め、経営的観点をさらに追求した事務事業の推進をお願いするものでございます。3 点目といたしまして、今後の町政運営にあたっては、阿武町の基本計画が目指す将来像を指針として、過疎少子高齢化が進む中、今後とも各種施策をこまやかに検証し、そして必要な施策を着実に推進され、町民が我が阿武町に住んで良かったと感じ、また町のホームページ等で我が町の特色を強く発信し、空き家バンク等を活用し転入された方々と一緒になり、町民主体の町づくりが図られますよう町政の一層の発展を期待するものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。では、一般会計について少しご説明をいたします。一般会計の決算状況は、歳入総額 38 億 666 万 4,630 円で、前年度対比 17.9 パーセントの増。歳出総額 34 億 3,700 万 4,556 円で、前年度対比 18.1 パーセントの増でございます。歳入歳出差引額は、前年度対比 16.2 パーセント増の、3 億 6,966 万 74 円でございます。差引額には、翌年度繰越事業の財源として充当すべき額 7,516 万 4,538 円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は 2 億 9,449 万 5,536 円の黒字となり、前年度対比 6.9 パーセントの増となりました。

次に歳入の状況ですが、予算現額38億4,873万620円に対し、収入済み額は、38億666万4,630円で、予算現額に対する収入率は98.9パーセントであり、前年度に比べ0.8パーセントの減であります。

一般会計の財源内訳は、16ページの別表に掲載してございますが、歳入の主たる財源の地方交付税は、平成24年度が16億5,569万5千円、平成25年度では17億4,626万4千円と前年度に比べ9,056万9千円の増となっております。また、自主財源の主たる町税は、平成24年度は3億845万円、25年度では3億230万8千円と、前年度に比べ614万2千円の減となって、ここ3年間は、ずっと減少傾向になっております。減の主な理由といたしまして考えられるのは、第一次産業の農業、漁業の不振、アベノミクスの効果がまだ地方まで現れていない状況等があるのではないかと思われます。そうした中で、全体的にはほぼ安定した収納の状況でございます。また、自主財源のもうひとつとして考えられるのが、平成21年度より導入されました、ふるさと納税制度の活用はいかかなものかと思えます。この制度も善し悪しはあるかと思えますが、おおいに阿武町をPRすることは、大事なことと思えます。適切な、自主財源の確保を図られ、健全な行財政の運営をしていただければと思えます。

町税や国民健康保険税、使用料及び手数料等の収入未済額の状況は17ページに掲載してございますが、合計の収入未済額は、平成24年度までは増えておりましたが、平成25年度には、165万9千円の減となりました。担当者の徴収努力に敬意を表します。昨今の厳しい経済情勢の中での収入未済額の徴収は大変厳しいと思えますが、未収額が少しでも減少するよう計画的な戸別訪問、納付しやすい分納等、また限られた時間、職員で大変とは思いますが、今後とも収入未済額が減少するよう最大のご努力をお願いするものでございます。

次に、6ページの歳出の状況でございますが、予算現額38億4,873万620円に対し、支出済み額34億3,700万4,556円で、執行率は89.3パーセントでございます。

す。また、不用額は 1 億 2,176 万 2,018 円であり、前年度に比べ 13.8 パーセントの減少であります。25 年度は、翌年度繰越額が 2 億 8,996 万 4,046 円と、前年度に比べ 1 億 326 万 8,426 円多くなっております。繰越の主な理由といたしましては、災害復旧事業や町道長浜西ヶ畑線道路改良工事、美咲第 4 分譲宅地造成工事等が主なものでございます。歳出につきましても、限られた財源の中で、少子高齢化に対応した住民福祉に係るもの、若者や I ターン者等の受け皿となる住環境や、その他多くの生活環境基盤整備等に係るものなどの事業予算を圧迫することなく、健全な行財政の運営に真摯に取り組んでおられます。今後とも行財政の運営は、昨今の経済情勢不透明の中、大変厳しいものと予測されますが、町長以下関係各位の皆様方のご尽力によりまして、町政のなお一層の発展をお願いするものでございます。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7 ページから 14 ページにかけまして、阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計を始め 6 つの特別会計につきまして、私ども監査委員が決算審査を通じての意見を付しております。詳しい説明は時間の関係上省略させていただきますので、決算審査意見書をご覧くださいと思います。

また、15 ページから 17 ページにかけましては、一般会計における自主財源、依存財源の状況、そして収入未済額の状況を記していますので、ご覧くださいと思います。

なお、財産に関する調書等は、別冊の決算書の 259 ページ以降に記載してあります。主なものといたしまして、土地及び建物につきましては、土地が 7,555 平米の増、建物は町営住宅の増により、1,224 平米の増、決算書 260 ページの山林の面積の増減はございません。261 ページの有価証券や出資による権利に係る増減もございません。264 ページの基金保有高は 2 億 6,040 万 1,000 円減の 20 億 5,263 万 4,000 円。265 ページの土地開発基金は、現金は 6,000 万円減の、7,997 万

8,000円、土地については、面積、金額の増減はありません。266ページの地方債現在高は30億993万4,000円、267ページの債務負担行為支出額は25年度末までに5億7,438万2,000円の支出で、26年度以降の支出額は1億116万5,000円で、主なものとしたしましては国営農地再編整備事業、山口北部事業の負担金でございます。これも、27年度には完了見込みでございます。個別の詳細は、別冊の決算書のただ今申し上げました259ページ以降に記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、平成25年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書の資料にもありますが、将来負担比率の状況を見ましても、町の借金であります地方債等の将来負担額の総額32億9,949万4,000円と、貯金にあたります充当可能財源総額49億2,392万3,000円でありまして、実質公債費比率は、県下では下松市に次いで2番目に低い数値でございまして、誠にいいバランスで運営されております。執行部の25年度予算執行におけるこれまでの真摯なお取り組みに対し敬意を表しますとともに、25年度の決算審査においてご協力いただきました管理職各位をはじめ関係職員の方々にお礼を申し上げまして、簡単ではございますが平成25年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から再開いたします。

休 憩 12時06分

再 開 13時00分

○議長 それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

## 日程第 15 発議第 1 号

○議長 次に、日程第 15、発議第 1 号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、を議題といたします。

発議第 1 号について、提案理由の説明を求めます。4 番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○4 番 中野祥太郎 それでは、発議第 1 号の説明を申し上げます。

まず、別紙にあります意見書につきましては、朗読を省略させていただきますのでご了承いただきますようお願いをいたします。

現在、我が国におけるウィルス性肝炎患者は、350 万人以上いると推定され、肝炎対策基本法等において、種々の対策が実施されているところであります。しかしながら、現行の制度は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウィルス療法に限定されており、これら治療に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等は、極めて高額にのぼるにも関わらず、助成の対象外となっております。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的、肉体的に苦しみつつ経済的、社会的にも逼迫している肝硬変、肝がん患者に対しては、一層の社会的支援が求められているところであります。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は患者の生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところでもあります。

こうしたことから、1、ウィルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上 2 点について、意見書を提出しようとするものであります。

以上、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。質疑は一括して行います。

議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 10 号までの 9 件、並びに発議第 1 号について、一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。これをもって、提出議案に対する質疑を終了します。

**日程第 16 委員会付託**

○議長 日程第 16、委員会付託を行います。

お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））及び議案第 3 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から議案第 10 号、平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定までの 9 件、並びに発議第 1 号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、を会議規則第 39 条第 1 項に規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 10 号までの 9 件並びに発議第 1 号については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会といたします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散 会 13時06分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 白 松 博 之

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎